

**国民健康保険料の
夜間・休日
特別納付相談**

国民健康保険料の納付が困難なときは、必ずご相談ください。



平日の日中来庁できない方のために、夜間・休日特別納付相談を実施します。

- ◆日時 ①夜間相談 2月18日(火)、20日(木)午後5時15分～7時。②休日相談 2月23日(日)午前10時～午後3時。
- ◆会場 区役所1階保険年金課。

◆相談の際に持参するもの 給与または年金の源泉徴収票、確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)、雇用保険受給資格者証など前年の収入が分かるものと、印鑑、納付通知書。

保険料の納め忘れはありませんか?納付には、ぜひ便利で確実な口座振替をご利用ください。

【詳細】 保険年金課収納係
☎(889) 2400(内線403)

申告はお早めに **税の申告が始まります** 区役所の還付特設会場開設期間は2月17日(月)～3月7日(金)です。

住民税(市・道民税)の申告と所得税の申告・納付は、3月17日(月)までです。申告の受け付けを下記の通り行います。
ご来場の際には、印鑑、前年の申告書の控え、源泉徴収票などの必要書類を持参してください。
所得税の申告会場では、ご自分で確定申告書を作成し、提出していただけるようアドバイスを行います。また、会場には、画面に触れて簡単な操作をすることで確定申告書を作成できる「タッチパネル」を設置していますので、ご利用ください。

※所得税の確定申告書は、郵送でも受け付けておりますので、ご自分で申告書を作成できる方は、札幌南税務署へ郵送で提出することをお勧めします。

	市・道民税の申告	所得税の確定申告	所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者) ※札幌南税務署で申告する場合は1月6日(月)から受け付けています。	
期間	①3月3日(月)～7日(金) ②3月10日(月)～17日(月)	2月17日(月)～ 3月17日(月)	2月17日(月)～ 3月7日(金)	2月3日(月)～ 28日(金)
※各会場とも土・日曜、祝日は休みです。				
会場	①清田区役所3階3C会議室 ②清田区役所2階2A会議室	札幌南税務署 (豊平区月寒東1条5丁目)	清田区役所3階大会議室	札幌市民会館 (中央区北1条西1丁目)
時間	①、②とも 午前8時45分～正午 午後1時～5時15分	午前9時～正午 午後1時～4時	午前9時30分～正午 午後1時～4時	午前9時30分～午後4時
※込み具合によっては、時間前に受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。また、午前中に受け付けされた方でも、午後からの相談になることがありますのでご了承ください。				
詳細	清田区役所 課税課市民税係 ☎ 889-2400 (内線283～285) (平岡1条1丁目)	札幌南税務署 ☎ 853-1011 (〒062-0051 豊平区月寒東1条5丁目) 札幌国税局税務相談室札幌南分室 ☎ 854-3363 ※駐車場が狭いので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。		